

平成 19 年 8 月 24 日

広島市議会

議長 藤田 博之 様

議会改革検討会議
座長 海徳 貢

費用弁償等について（答申）

議長から諮問のありました費用弁償、政務調査費の領収書の公開及び海外行政視察について、別紙のとおり答申いたします。

答 申

議長から諮問を受けた、①費用弁償、②政務調査費の領収書の公開、③海外行政視察について、平成19年6月28日から同年8月22日までに会議を6回開催し、政令市の状況等を調査した上で、十分に意見交換し、慎重に協議・検討を重ねた。

その結果、一定の結論を得たので、以下のとおり答申する。

なお、海外行政視察については、海外の行政事情等を視察調査し、市政への政策提言等に活用されるものであり、視察調査を行うことについて本検討会議として否定するものではないが、その方法としては、二通りの意見があったので、これを報告する。

1 費用弁償について

議会、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の出席に係る費用弁償の額については、次に掲げる議員の住居（主として生計を営んでいる場所をいう。）から議事堂までの直線距離の区分に応じた額とする。

- (1) 8キロメートル以内のもの 日額5,000円
- (2) 8キロメートルを超えるもの 日額8,000円

《実施時期》9月定例会初日分から適用する。

※なお、費用弁償は廃止すべきとの少数意見があったので、付記する。

〈現行〉 日額11,000円

2 政務調査費の領収書の公開について

全ての支出について、収支報告書に領収書等の写しを添付することとする。

なお、実施までの期間において、政務調査費の支出に係る審査体制としての第三者機関の設置の検討や政務調査費運用マニュアルの修正を行うこと。

《実施時期》平成20年度支出分から適用する。

〈現行〉 1件5万円以上の支出（人件費・事務所費を除く）

3 海外行政視察について

- (1) 海外行政視察制度は現行どおり存続させるとともに、政務調査費からの支出も認めることとする。（多数意見）
- (2) 現行の海外行政視察制度は廃止し、政務調査費からの支出を認めることとする。（少数意見）

〈現行〉 ・任期中1人1回、視察議員1人につき80万円を限度とする。
・政務調査費からの支出は認められない。